

定 款

社会福祉法人たんぽぽ福祉会
岐阜県恵那市長島町久須見1083番地35

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人たんぽぽ福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障害者を支援するため、低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岐阜県恵那市長島町久須見1083番地35に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員1名、外部委員2名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営については、理事会にの決議により定める評議員選定・解任委員会規程による。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) 解散
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催する。その他必要がある場合にはいつでも臨時評議員会として開催することができる。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規程)

第15条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会が別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員報酬規程の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬

並びに費用に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第23条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規程）

第30条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、別表1に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会の承認を得て、岐阜県の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）。

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ又は確実な信託会社に信託し、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場

合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 自活訓練の事業
 - (2) 日中一時支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岐阜県の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人たんぽぽ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	水野	甲子雄
理事	小坂	孫次
〃	鈴木	繁美
〃	曾我	正可
〃	田中	茂
〃	田中	弘昭
〃	土屋	藤夫
〃	永屋	守三
〃	渡辺	修
監事	可知	勢津子
〃	田中	吉衛

(施行)

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

別表 1

1	岐阜県恵那市長島町久須見字新田 1 0 8 3 番地 3 5 山 林	(1, 3 6 0 m ²)
2	岐阜県恵那市長島町久須見字新田 1 0 8 3 番地 1 0 2 山 林	(6 4 0 m ²)
3	岐阜県恵那市長島町久須見字新田 1 0 8 2 番地 1 3 9 田	(1, 5 4 6 m ²)
4	岐阜県恵那市長島町久須見字新田 1 0 8 2 番地 2 4 田	(4 8 5 m ²)
5	岐阜県恵那市長島町永田字城ヶ洞 3 3 2 番地の 2 9 0 宅 地	(1 9 5. 1 3 m ²)
6	岐阜県恵那市長島町永田字城ヶ洞 3 3 2 番地の 2 9 1 宅 地	(1 8 0. 7 9 m ²)
7	岐阜県恵那市長島町永田字城ヶ洞 3 3 2 番地の 2 9 2 宅 地	(2 2 2. 7 8 m ²)
8	岐阜県恵那市長島町永田字城ヶ洞 3 3 2 番地の 2 7 1 宅 地	(2 7 2. 2 5 m ²)
9	岐阜県恵那市長島町永田字城ヶ洞 3 3 2 番地 2 7 2 宅 地	(3 3 4. 3 1 m ²)
10	岐阜県恵那市長島町永田字中島 3 4 1 番地 1 4 山 林	(3 2 4 ・ 0 0 m ²)
11	岐阜県恵那市武並町竹折字山下 8 6 0 番地 7 宅 地	(2 4 3. 2 3 m ²)
12	岐阜県恵那市武並町竹折字山下 8 6 0 番地 8 宅 地	(2 3 1. 6 1 m ²)
13	岐阜県恵那市長島町久須見字新田 1 0 7 5 番 4 山 林	(1, 3 9 3 ・ 0 0 m ²)
14	岐阜県恵那市長島町久須見字新田 1 0 7 5 番 2 2 山 林	(1 9 8 ・ 0 0 m ²)
15	岐阜県恵那市長島町久須見字新田 1 0 7 5 番 6 6 雑種地	(3 3 4 ・ 0 0 m ²)
16	岐阜県恵那市長島町久須見字新田 1 0 7 5 番 6 5 雑種地	(0. 2 8 m ²)
17	岐阜県中津川市苗木柿野 4 8 番地 5 2 2 宅 地	(3 0 3. 7 0 m ²)
18	岐阜県中津川市苗木柿野 4 8 番地 6 2 6 宅 地	(3 2 7. 0 2 m ²)
19	岐阜県中津川市苗木柿野 4 8 番地 1 8 9 原 野	(3 3 9 ・ 0 0 m ²)

20	岐阜県中津川市苗木柿野48番地464 原野	(236.00㎡)
21	岐阜県中津川市苗木柿野48番地684 原野	(340.00㎡)
22	岐阜県中津川市苗木柿野48番地180 原野	(1,068.00㎡)
23	岐阜県中津川市苗木柿野48番地74 鉄道用地	(19.00㎡)
24	岐阜県中津川市苗木字柿野48番地252 山林	(687.00㎡)
25	岐阜県中津川市苗木字柿野48番地253 鉄道用地	(102.00㎡)
26	岐阜県中津川市苗木字柿野48番地104 鉄道用地	(793.00㎡)
27	岐阜県中津川市苗木字柿野46番地167 原野	(2,684.00㎡)
28	岐阜県中津川市苗木字柿野46番地168 原野	(1,176.00㎡)
29	岐阜県中津川市苗木字柿野46番地171 原野	(9,328.00㎡)
30	岐阜県中津川市苗木字柿野48番地685 原野	(525.00㎡)
31	岐阜県中津川市福岡字山ノ田3502番地2 鉄道用地	(979.00㎡)
32	岐阜県中津川市福岡字山ノ田3503番地2 鉄道用地	(123.00㎡)
33	岐阜県中津川市福岡字山ノ田3504番地8 鉄道用地	(6.42㎡)
34	岐阜県中津川市福岡字山ノ田3504番地9 鉄道用地	(145.00㎡)
35	岐阜県恵那市大井町字栗畑平2716番地72 山林	(2,771.00㎡)
36	岐阜県中津川市苗木字柿野48番地686 鉄道用地	(60.00㎡)
37	岐阜県中津川市苗木字柿野48番地732 雑種地	(633.00㎡)
38	岐阜県中津川市苗木字柿野46番地180 雑種地	(641.00㎡)

39	岐阜県中津川市苗木字柿野46番地732 雑種地	(633.00㎡)
40	岐阜県中津川市福岡字山ノ田3502番地7 原野	(102.00㎡)
41	岐阜県中津川市苗木字柿野46番地169 原野	(3652.00㎡)
42	岐阜県中津川市苗木字柿野46番地170 原野	(5563.00㎡)
43	岐阜県恵那市東野字小野川新田2379番地1 山林	(195.00㎡)
44	岐阜県恵那市東野字小野川新田2379番地2 山林	(165.00㎡)
45	岐阜県恵那市東野字小野川2253番地1 田	(500.00㎡)
46	岐阜県恵那市東野字小野川2253番地2 原野	(310.00㎡)
47	岐阜県恵那市東野字小野川2253番地3 田	(600.00㎡)
48	岐阜県恵那市東野字小野川2253番地4 田	(1,055.00㎡)
49	岐阜県恵那市東野字小野川2263番地1 田	(1,219.00㎡)
50	岐阜県恵那市東野字小野川2264番地1 田	(1,413.00㎡)
51	岐阜県恵那市東野字小野川道上2324番地1 田	(1,367.00㎡)
52	岐阜県恵那市東野字小野川道上2225番地1 田	(3.30㎡)
53	岐阜県恵那市東野字小野川道上2225番地13 田	(702.00㎡)
54	岐阜県恵那市東野字小野川道上2225番地15 田	(400.00㎡)
55	岐阜県恵那市東野字小野川道上2330番地4 原野	(62.00㎡)
56	岐阜県恵那市東野字小野川道上2330番地5 山林	(49.00㎡)
57	岐阜県恵那市東野字小野川道上2330番地4 原野	(161.00㎡)

58	岐阜県恵那市東野字小野川道上2336番地1 畑	(49.00m ²)
59	岐阜県恵那市東野字小野川道上2337番地1 畑	(49.00m ²)
60	岐阜県恵那市東野字小野川道上2337番地2 畑	(16.00m ²)
61	岐阜県恵那市東野字小野川道上2355番地1 山林	(1,180.00m ²)
62	岐阜県恵那市東野字小野川道上2355番地2 山林	(826.00m ²)
63	岐阜県恵那市東野字小野川道上2355番地3 原野	(450.00m ²)
64	岐阜県恵那市東野字小野川道上2355番地11 山林	(264.00m ²)
65	岐阜県恵那市東野字小野川新田2381番地1 田	(716.00m ²)
66	岐阜県恵那市東野字小野川新田2384番地2 田	(635.00m ²)
67	岐阜県恵那市東野字小野川新田2387番地1 山林	(426.00m ²)
68	岐阜県恵那市東野字小野川新田2387番地2 保安林	(396.00m ²)
69	岐阜県恵那市東野字保古山2390番地230 田	(746.00m ²)
70	岐阜県恵那市東野字保古山2390番地231 田	(946.00m ²)
71	岐阜県恵那市東野字保古山2390番地241 田	(527.00m ²)
72	岐阜県恵那市東野字花無山2236番地3 山林	(569.00m ²)
73	岐阜県恵那市東野字花無山2236番地4 山林	(396.00m ²)
74	岐阜県恵那市東野字花無山2237番地2 山林	(22.00m ²)
75	岐阜県恵那市東野字花無山2242番地1 山林	(1,659.00m ²)

76	<p>岐阜県恵那市長島町久須見字新田1083番地99 1082番地10 1082番地24 1082番地139 1083番地の35 1083番地102 岐阜県恵那市大井町字栗畑平2716番地140所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・アルミニウム板葺平家建</p> <p>授産所 (1,160.93㎡)</p> <p>1 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 寄宿舎 1階 (342.81㎡) 2階 (206.57㎡)</p> <p>2 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 作業所 一棟 (67.00㎡)</p> <p>3 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 相談室 (12.00㎡)</p> <p>4 コンクリートブロック造スレート葺平家建 プロパン庫 (11.46㎡)</p> <p>5 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 作業所 (92.34㎡)</p> <p>6 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 作業場 (100.87㎡)</p> <p>7 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 作業場 (29.85㎡)</p> <p>8 鉄骨造アルミニウム板葺2階建 作業場 1階 (205.86㎡) 2階 (41.88㎡)</p> <p>9 軽量鉄骨・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 作業場 (161.67㎡)</p>
77	<p>岐阜県恵那市長島町久須見字新田1083番地99所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建</p> <p>集会所 1階 (180.72㎡) 2階 (171.00㎡)</p>
78	<p>岐阜県恵那市長島町久須見字新田1082番地139 1082番地24 1083番地35 1083番地102所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建</p> <p>更生会館 1階 (428.04㎡) 2階 (504.46㎡)</p>
79	<p>岐阜県恵那市長島町永田城ヶ洞332番地の290 332番地の291 332番地の288所在の鉄骨造アルミニウム板葺2階建</p> <p>授産所 1階 (162.91㎡) 2階 (97.86㎡)</p> <p>1 コンクリートブロック造アルミニウム板葺平家建 便所 (5.06㎡)</p>

	2 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 作業場 (67.33㎡)
80	岐阜県恵那市長島町久須見字新田1082番地139 1083番地35 1 083番地99所在の鉄骨・コンクリートブロック造合金メッキ鋼板葺2階建 養護所・ボイラー室 1階 (20.16㎡) 2階 (267.24㎡)
81	岐阜県恵那市大井町字栗畑平2716番地177所在の鉄骨造瓦葺平家建 店舗 (187.53㎡) 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 1 作業場 (282.81㎡) 鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建 2 事務所 1階 (101.76㎡) 2階 (94.51㎡)
82	岐阜県恵那市長島町久須見字新田1082番地10所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 工場 (180.00㎡) 1 倉庫 (16.00㎡)
83	岐阜県恵那市長島町永田字城ヶ洞332番地272 332番地271所在の木 造スレート葺2階建 寄宿舍 1階 (92.59㎡) 2階 (81.96㎡)
84	岐阜県恵那市長島町永田城ヶ洞332番地292 332番地291所在の鉄骨 造合金メッキ鋼板葺高床式平家建 寄宿舍 (155.62㎡)
85	岐阜県恵那市武並町竹折字山下860番地7 860番地8所在の木造スレート 葺2階建 寄宿舍 1階 (92.59㎡) 2階 (81.96㎡)
86	岐阜県恵那市長島町久須見字新田1075番地4 1075番地22 1075 番地66所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 授産所・寄宿舍 1階 (194.94㎡) 2階 (137.91㎡)
87	岐阜県恵那市大井町字栗畑平2716番地177所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2 階建 店舗 1階 (69.56㎡) 2階 (43.46㎡)
88	岐阜県恵那市大井町字前田2283番地5所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家 建 作業場 (198.00㎡)

	1 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 倉庫 (43.74㎡)
	2 岐阜県恵那市大井町字前田2283番地5所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 ボイラー室 (21.00㎡)
89	岐阜県恵那市長島町久須見字新田1083番地103 1083番地の102所在の木・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 寄宿舎 1階 (34.39㎡) 二階 (177.56㎡)
90	岐阜県恵那市長島町永田字中島341番地14所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 寄宿舎 (146.56㎡)
91	岐阜県恵那市大井町栗畑平2716番地72所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 事務所・グループホーム (300.67㎡)
92	岐阜県中津川市苗木大字柿野46番地171所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 店舗 (258.65㎡)
93	岐阜県恵那市長島町久須見字新田1082番地139所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 寄宿舎 1階 (105.48㎡) 2階 (181.22㎡)